

秋田県公報

目 次

告 示

平成十四年度秋田県保育士試験の合格者（六五一・子育て支援課）

大規模小売店舗の変更に関し聴取した意見の概要（六五二、六五三・商工業振興課）

大規模小売店舗の変更に関し述べた意見（六五四・商工業振興課）

保安林の指定解除予定通知（六五五・森林整備課）

道路区域の変更及び供用開始（六五六・道路環境課）

道路の供用開始（六五七・道路環境課）

都市計画の変更による送付図書の縦覧（六五八、六五九・都市計画課）

開発行為に関する工事の完了（六六〇・平鹿建設事務所）

公 告

土地改良区の定款変更の認可（山本総合農林事務所）

土地改良区の役員の就任の届出（雄勝総合農林事務所）

物品調達契約に係る一般競争入札の実施（管財課） 一件

海区漁業調整委員会指示

秋田海区漁業調整委員会指示の廃止（一）

告 示

秋田県告示第六百五十一号

平成十四年七月二十三日から同月二十六日まで実施した平成十四年度秋田県保育士試験の結果次の受験番号の者が合格したので、児童福祉法施行細則（昭和四十八年秋田県規則第十五号）第十四条第二項の規定に基づき、公告する。

平成十四年十月一日

秋田県知事 寺 田 典 城

受験番号

一一六	一一八	一〇七	一〇二	九七五	九四四	九〇六	八七七	八三八	八一四	七七二	七三六	七一五	六五三	五四六	五一二	四九一	四三九	三八七	三六六	三三四	二八九	二五四	二三四	二〇四	一八九	一四一	一二六	一〇一	八二	五六	二七	四
一一六	一一八	一〇七	一〇二	九七五	九四四	九〇六	八七七	八三八	八一四	七七二	七三六	七一五	六五三	五四六	五一二	四九一	四三九	三八七	三六六	三三四	二八九	二五四	二三四	二〇四	一八九	一四一	一二六	一〇一	八二	五六	二七	四
一一六	一一八	一〇七	一〇二	九七五	九四四	九〇六	八七七	八三八	八一四	七七二	七三六	七一五	六五三	五四六	五一二	四九一	四三九	三八七	三六六	三三四	二八九	二五四	二三四	二〇四	一八九	一四一	一二六	一〇一	八二	五六	二七	四
一一六	一一八	一〇七	一〇二	九七五	九四四	九〇六	八七七	八三八	八一四	七七二	七三六	七一五	六五三	五四六	五一二	四九一	四三九	三八七	三六六	三三四	二八九	二五四	二三四	二〇四	一八九	一四一	一二六	一〇一	八二	五六	二七	四
一一六	一一八	一〇七	一〇二	九七五	九四四	九〇六	八七七	八三八	八一四	七七二	七三六	七一五	六五三	五四六	五一二	四九一	四三九	三八七	三六六	三三四	二八九	二五四	二三四	二〇四	一八九	一四一	一二六	一〇一	八二	五六	二七	四

一一三三	一一三五	一一三九	一二四一	一二四五	一二五〇
一二五八	一二六二	一二六六	一二七二	一二八五	一二九〇
一二九四	一三〇八	一三〇九	一三一〇	一三三二	一三三四
一三九〇	一三九三	一三九六	一三九七	一四一二	一四一三
一四一六	一四一八	一四二〇	一四二一	一四二七	一四二九
一四三四	一四四〇	一四四八	一四五六	一四五九	一四六一
一四六四	一四六七	一四七五	一四七九	一四八〇	一四八一
一四八四	一四八五	一四九五	一四九八	一五〇二	一五〇三
一五〇八	一五一一	一五一四	一五二二	一五四九	一五五一
一五五四	一五五六	一五五七	一五五九	一五六三	一五七七
一五八一	一五八四	一五八六	一五九二	一五九八	一六〇四
一六一二	一六一四	一六二一	一六三〇	一六三七	一六四六
一六六六	一六六八	一六七九	一六八九	一六九〇	一七〇一
一七〇五	一七〇七	一七一	一七三〇	一七四三	一七四七
一七五五	一七五七	一七六二	一七六七	一七八一	一七九〇
一八〇一	一八〇八	一八二五	一八三八	一八四六	一八四八
一八六二	一八七〇	一八七六	一八八五	一八九二	一九〇三
一九〇四	一九一〇	一九一一	一九二四	一九二八	一九三七
一九四六	一九四七	一九五五	一九五六		

秋田県告示第六百五十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定により、大規模小売店舗の変更に關して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を聴取したので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成十四年十月一日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

能代長崎ショッピングセンター

能代市字長崎四十一番地 一外

二 能代市長の意見

(一) 周辺の交通への影響について

当該店舗では、十四時台から十七時台が最も混雑する時間帯なので、営業時間延長による周辺道路への影響は少ないと思われるが、今後も、混雑時には駐車場から市街地に右折する車両について、交通整理員を配置するなど、十分な交通安全

全対策を講じられたい。

(二) 騒音及び光線による環境への影響について

営業時間の延長により、夜間の騒音レベルの最大値の変化や周辺の交通量増加に伴う騒音の発生も考えられるので、関係する苦情、相談があった場合は遮音壁の延長等に最善の措置を講じられたい。

また店舗、駐車場、車両等の光線により周辺地域の生活環境に影響を与える場合も考えられるので、関係する苦情、相談があった場合は遮光に対しても最善の措置を講じられたい。

(三) 廃棄物について

営業時間の延長により、廃棄物の増量が予想されるので、廃棄物等の保管場所の整理整頓に一層留意願いたい。

また、廃棄物の減量化及び資源化についてもこれまで以上に徹底して取り組ま

三 周辺地域の住民、事業者等の意見の概要

意見書の提出なし

四 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

能代市役所 商工港湾課

(二) 縦覧期間

平成十四年十月一日から同年十一月一日まで

秋田県告示第六百五十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定により、大規模小売店舗の変更に關して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を聴取したので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成十四年十月一日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ワンダーモールタカヤナギ

仙北郡角館町岩瀬字上菅沢四百四十二番一

二 角館町長の意見

意見なし

三 周辺地域の住民、事業者等の意見の概要

県道		道路の種類	旧新別	路線名	区間	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
		旧	日三市角館線	仙北郡角館町山谷川崎字下大場六四番地先から字大場二二〇番地先まで	四・〇〇〃 五・〇〇	〇・〇八〇	
A 仙北郡角館町山谷川崎字下大場六四番地先から字大場二二〇番地先まで							

四 関係書類の縦覧場所及び期間		意見書の提出なし	
(一) 縦覧場所		秋田市役所 商業観光課	
県庁第二庁舎一階 県政情報資料室		縦覧期間	
角館町役場 商工観光課		平成十四年十月一日から同年十一月一日まで	
(二) 縦覧期間		秋田県告示第六百五十五号	
平成十四年十月一日から同年十一月一日まで		農林水産大臣から次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定に基づき、告示する。	
秋田県告示第六百五十四号		平成十四年十月一日	
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により、大規模小売店舗の変更に關して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について		秋田県知事 寺田典城	
意見を述べたので、同条第六項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。		(一) 解除予定保安林の所在場所	
平成十四年十月一日		本荘市出戸町字水林（国有林。次の図に示す部分に限る。）	
一 大規模小売店舗の名称及び所在地		保安林として指定された目的 飛砂の防備	
協同組合秋田市民市場		解除の理由 道路用地とするため	
秋田市中通四丁目七番三十五号		解除予定保安林の所在場所	
二 県の意見		(一) 本荘市出戸町字水林（国有林。次の図に示す部分に限る。）	
意見なし		保安林として指定された目的 公衆の保健	
意見を述べた日		解除の理由 道路用地とするため	
平成十四年九月二十日		(「次の図」は、省略し、その図面を農林水産部森林整備課及び由利総合農林事務所並びに本荘市役所に備え置いて縦覧に供する。)	
四 関係書類の縦覧場所及び期間		秋田県告示第六百五十六号	
(一) 縦覧場所		道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。	
県庁第二庁舎一階 県政情報資料室		平成十四年十月一日	
道路の区域		秋田県知事 寺田典城	

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

新		日三市角館線	B	仙北郡角館町山谷川崎字下大場六四番から字大場二〇番まで	五・〇〇〇—一一・〇〇〇	〇・〇七一

- 二 供用開始の期日 平成十四年十月一日
- 三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (二)(一) 場所 建設交通部道路環境課
- 期間 平成十四年十月一日から同月十五日まで

秋田県告示第六百五十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成十四年十月一日

一 供用開始の区間

秋田県知事 寺 田 典 城

道路の種類	路線名	区 間
県 道	本荘岩城線	由利郡岩城町富田字根本十番八地先から十番六地先まで

- 二 供用開始の期日 平成十四年十月一日
- 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (二)(一) 場所 建設交通部道路環境課
- 期間 平成十四年十月一日から同月十五日まで

秋田県告示第六百五十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、大曲市長から都市計画の図書の写しの送付があったので、都市計画法施行規則（昭和四十四年建設省令第四十九号）第十二条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十四年十月一日

一 縦覧に供すべき図書

秋田県知事 寺 田 典 城

- 二 縦覧場所
- 大曲都市計画緑地（三号福部内川河川緑地）の変更の総括図、計画図及び計画書
- 秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課

秋田県告示第六百五十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、大曲市長から都市計画の図書の写しの送付があったので、都市計画法施行規則（昭和四十四年建設省令第四十九号）第十二条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十四年十月一日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 縦覧に供すべき図書
- 大曲都市計画公園（四・四・一号大曲市中央公園）の変更の総括図、計画図及び計画書

二 縦覧場所

秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課

秋田県告示第六百六十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により平成十四年七月十一日付け指令平建一八百十九一二で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十四年十月一日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 開発許可を受けた者の住所及び氏名
- 横手市平和町一番二号
- 有限会社 佐乃 代表取締役 佐 野 貞 文
- 二 開発区域に含まれる地域の名称
- 横手市三本柳字寺田七十六番一、七十七番一、七十八番一

公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、山本郡市川堰土地改良区から申請があつた定款変更について、平成十四年九月十九日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成十四年十月一日

秋田県知事 寺 田 典 城

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、稲川土地改良区から次のとおり役員の就任の届出があつたので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十四年十月一日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 就任理事の住所及び氏名

雄勝郡稲川町字岩城二百二十五番地

後 藤 利 市

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定により、公告する。

平成十四年十月一日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び数量

電気高温管状炉 一式

(二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成十四年十二月二十七日（金）

(四) 納入場所

県が指定する場所

二 入札に参加する者に必要な資格

(一) 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。

(二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一〇一八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

(二) 秋田県出納局管財課契約班（電話〇一八八六〇一二七三八）
入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を守る条例（平成元年秋田県条例第二十九号）第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十四年十月一日（火）から同月十日（木）までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十四年十月十七日（木）午後一時三十分

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。）第六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもつて落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第六十六条に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

海区漁業調整委員会指示

秋田海区漁業調整委員会指示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定に基づき指示し

た昭和四十四年二月二十六日付け、秋田海区漁業調整委員会指示第九号を廃止する。

平成十四年十月一日

秋田海区漁業調整委員会会長 谷村政明

発行者 秋田県

印刷所

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月二千五百円

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(862)八七六六 FAX (863)〇〇〇五
E-mail: matsubara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄

R100
古紙配合率100%